

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-7
提出年月日	令和5年4月19日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.4.2）	55-1頁	使用済燃料ピットへのスプレイについては、55条適合のための全プラントにて重大事故等対処設備として既審査済の全PWRプラントにおいて設定している手段であるため、泊の独自性のある手段ではない旨を相違理由欄に、以下のとおり追記します。 追記内容： 大飯3/4号炉を含むPWR許可済プラントと同じ。大飯/4号炉との記載比較は55-4頁に記載	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.4.2）	55-3頁	「放射性物質の」の脱字のため、以下のとおり修正いたします。 （旧）a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制 （新）a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による放射性物質の海洋への拡散抑制	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55 r.4.2）	55-3頁	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】（SA55-9 r.4.2）	55-10頁	「可搬型スプレイノズルは、現場据付け後の操作は不要な設計とする。」とした記載について、女川2号炉54条にて同様のSA手段である燃料プールスプレイ系（可搬型）で使用するスプレイノズルと同様の設計であり、泊3号炉54条の比較表にて同様の設計であることを示していることから、 <u>比較表55-10ページの女川欄に女川54条の記載を参考掲載いたします。</u> 可搬型スプレイノズルを使用した使用済燃料ピットへのスプレイは、許可基準第54条及び第55条において同一のSA手段として設定しております。本SA手段は、燃料取扱棟内の使用済燃料ピット近傍に可搬型スプレイノズルを設置し、可搬型大型送水ポンプ車から送水しスプレイする設計としており、使用済燃料ピット全面にスプレイ可能な箇所に可搬型スプレイノズルを設置し送水を開始した後は、可搬型スプレイノズルを操作する必要はない設計としております。	